

低公害車導入促進助成金交付要綱

平成28年4月1日改正
一般社団法人 兵庫県トラック協会

第1条（目的）

この要綱は、(一社)兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が(公社)全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して行う、貨物自動車運送事業の用に供する低公害車の普及を促進するための低公害車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

第2条（定義）

この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)「低公害車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車であって、車両総重量2.5トン超の天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む）、ハイブリッド自動車、及び電気自動車、並びに先進環境対応型ディーゼル自動車（以下「ディーゼル車」という。）をいう。

なお、該当するディーゼル車の型式は、別表に定める。

(2)「会員」とは、兵ト協の会員であって、低公害車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

第3条（助成の対象）

兵ト協、及び全ト協は、会員が前条(1)の低公害車を導入する場合、助成金を予算の範囲内で交付する。但し、導入する低公害車がディーゼル車の場合にあつては、兵ト協の助成に限る。

2 兵ト協、及び全ト協は、前項の助成事業に係る要領等を別に定める。

第4条（助成金の交付額）

前条第1項の助成金の交付額は、別表に示すとおりとする。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を減することができる。

2 消費税は助成の対象外とする。

第5条（車両の登録）

助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の別に定める期日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。（使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く。）

第6条（交付申請）

会員は、助成金の交付を受けようとするときは、別に定める「低公害車導入促進助成金交付申請書」を期日までに、兵ト協に提出しなければならない。

2 兵ト協は、前項の申請書の提出があつたときは、別に定める期日までに同申請書を全ト協に提出しなければならない。

3 第1項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

第7条（交付決定）

全ト協は、前条第2項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、別に定める「低公害車導入促進助成金交付決定通知書」により兵ト協に通知する。

2 全ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 第1項の通知を受けた兵ト協は、会員に対し、これを通知する。

4 前条第1項の規定による申請がディーゼル車の場合にあっては、兵ト協が当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行う。

第8条（助成金の請求）

会員は、低公害車の導入を完了したときは、完了した日から1か月以内、かつ当該会計年度の3月25日までに、別に定める「低公害車導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を兵ト協に提出しなければならない。

2 前項の請求は、リースによる導入の場合にあっては会員のリース契約先（以下「リース元」という。）が提出しなければならない。

3 前2項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

4 兵ト協は、第1項、及び第2項の請求があったときは、速やかに別に定める様式を全ト協に提出しなければならない。

第9条（実績報告）

会員は、第7条の交付決定を通知された低公害車の導入を完了したときは、速やかに別に定める必要書類を兵ト協に提出し、導入を完了したことを報告しなければならない。

2 兵ト協は、前項の報告があったときは、速やかに別に定める様式を全ト協に提出しなければならない。

第10条（助成金の交付）

全ト協は、第8条第4項の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容、及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該車両がリースによる導入の場合はリース元に対して、購入による導入の場合は兵ト協を通じて会員に対して、それぞれ助成金を交付する。

2 兵ト協は、前項の規程による助成金の交付があったときは、第4条の規程による交付額を速やかに会員、及びリース元に交付する。

3 第8条第1項の規程による請求がディーゼル車の場合にあっては、兵ト協は、当該請求に係る報告を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

第11条（交付申請等の除外）

第6条第2項の交付申請、第8条第2項の請求、及び第9条の実績報告は、導入した低公害車がディーゼル車の場合にあっては、その限りではない。

第12条（申請の変更・取下げ）

会員、又はリース元は、交付決定後に申請内容を変更するとき、交付を辞退するとき、並びに事業の遂行が困難となったときは、速やかに別に定める届出書を兵ト協に提出しなければならない。

2 兵ト協は、前項の届出があったときは、速やかに低公害車導入促進助成金交付申請変更届出書、又は低公害車導入促進助成金交付申請取下届出書を全ト協に提出しなければならない。

第13条（交付決定の取消しと助成金の返還）

会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 会員、又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、兵ト協、及び全ト協は、当該車両に係る助成金の交付の決定の全部、又は一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したもののについてはこの限りではない。

助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

会員が兵ト協を脱会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に会員に交付されているときは、兵ト協、及び全ト協は、会員に対し、期限を定めてその返還を求めることができる。

4 兵ト協は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく全ト協に報告しなければならない。

第14条（財産の処分の制限）

会員は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

第15条（予算案の通知）

兵ト協、及び全ト協は、相互に毎年3月31日までに翌年度の助成金に係る予算を通知するものとする。

第16条（報告）

全ト協は、兵ト協が行う第3条第1項の助成等に関して、必要な報告を求めることができる。

第17条（その他必要な事項）

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

（附則）（平成28年4月1日）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成27年5月11日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。